

子ども・子育て会議について

1. 子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項に規定に基づき設置する会議体です。

●子ども・子育て支援法

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

●こども基本法

第13条

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

2. 子ども・子育て会議を設置する目的

支援法第61条では、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されており、この「子ども・子育て支援事業計画」は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に図るための計画で、令和6年度に3期目（令和7年度～11年度）の計画を策定しました。

また、基本法第10条では、市町村こども計画の策定が努力義務化されており、こども計画は、「子ども・子育て支援事業計画」等、他の法令の規定により市町村が作成するこども施策に関する計画と一体のものとして作成できるとされています。

これら計画の策定や変更にあたっては、有識者等からの意見を聞くこととされています。

そのため、条例により、「富田林市子ども・子育て会議」を設置しています。

⇒資料1－2 富田林市子ども・子育て会議条例

3. 子ども・子育て会議で行うこと

富田林市子ども・子育て会議条例第2条では、以下の事務を行うこととしています。

- ① こども計画の策定及び変更に関する事項について調査審議すること。
- ② 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する事項について審議すること。
- ③ その他、こども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

4. 委員構成（20人以内）

富田林市子ども・子育て会議条例第3条の規定により、20名の委員により組織しています。

- ① 学識経験のある者
- ② 関係団体の推薦を受けた者
- ③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ④ 子どもの保護者
- ⑤ おおむね16歳から30歳までの若者
- ⑥ その他市長が適当と認める者

⇒資料1－3

5. 任期

2年（令和7年6月1日から令和9年3月31日）

※令和8年4月に委員の再選を予定しています。

6. 第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画の概要

※（別紙）概要版